

生駒市法令遵守委員会

平成20年度第1回会議次第

日 時 平成20年5月19日（月）

午前10時から

場 所 生駒市役所 401会議室

1 開 会

2 案 件

- (1) 法令遵守推進制度の運用状況について
- (2) 不当要求事件の経過について
- (3) 庁内調査について
- (4) その他について

3 閉 会

【配付資料】

- ・法令遵守推進制度運用状況
- ・要望等記録一覧表（平成20年3月分）
- ・要望等記録票兼報告書（平成20年4月分）（暫定分）
- ・生駒市指名停止に絡む建設工事登録業者の不当要求行為について
- ・生駒市法令遵守推進条例に係る要望等調査の実施について（案）

平成20年度第1回生駒市法令遵守委員会
会議録(要旨)

日時 平成20年5月19日(月) 午前10時～午後零時15分

場所 生駒市役所 401会議室(4階)

出席者

(委員) 比山節男委員長、秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員

(事務局) 中田企画財政部長

坂野監査委員事務局長、山岡監査委員事務局局長補佐、

三原監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記

(その他職員)

今井市民部長、吉岡企画政策課長、川島企画政策課行政経営係長

議案

1 開会

事務局より新旧担当職員の紹介

2 案件

(1) 法令遵守推進制度の運用状況について

(2) 不当要求事件の経過について

(3) 庁内調査について

(4) その他について

3 主な決定内容等

(1) 法令遵守推進制度の運用状況について

○ 3～4月分の要望等報告について【事務局から報告】

- ・ 各課からの報告状況を見ると、不当要求行為につながりかねないような要望等が報告されていないようにも感じる。

→ 条例で定義づけられている「要望等」については適切に記録されなければならないが、一方で、どのような要望であっても記録するとなると、事務的にも不合理かつ非効率となる。

したがって、要望等の記録に当たっては、市職員に危機管理意識を根付かせるべく、条例が制定された趣旨も踏まえながら、「要望等の記録・公表制度」(以下「本制度」という。)について周知させていく必要がある。なお、場合によっては、現行の「要望等記録票兼報告書」の書式や所属内での報告に伴う決裁規定について改めて検討する必要もあるのではないか。

(2) 不当要求事件の経過について【事務局から報告】

- ・ 不当要求行為に対しては、組織として対応することが大切である。
- ・ 今後の研修材料としての活用も検討したい。

(3) 庁内調査について

○ 調査の目的

部によって要望等の記録に係る報告件数が極端に異なることから、各課に寄せられる「要望等」が条例第 7 条に規定された「記録の例外」のどの要件に該当するのかについてその実態を調査するとともに、各課における要望等の記録事務を形骸化させないことを主要な目的とする。

○ 調査の対象、期間等

事務局において候補となる部局を 2～3 程度提示してもらい、時期を調整した上で 1 週間程度にわたって、各課の窓口や電話等で受けたすべての要望等について事務局で作成した調査票により報告してもらうこととする。

なお、当該調査票には自由記載欄も設け、本制度や記録事務等に伴う市職員の意見等を伺ってみてはどうか。

○ 調査の依頼

各課への依頼通知には、本制度の趣旨も併せて明記することとする。

なお、次回の会議の際、秋田委員から依頼通知(案)を提示する。

(4) その他について

○ 次回の予定

6 月 24 日(火)午後 3 時より

・ 11 月初旬までのスケジュール

・ 修正した調査票及び調査依頼通知(案) について事務局から提示する。

4 閉 会